

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
H31道路占用物件情報管理業務(川崎市及び横浜市域)	大江 真弘 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	平成31年4月1日	(一財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、「道路管理システム」を利用して、横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市である川崎及び横浜市域における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。</p> <p>道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多種多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(電気通信、電力、ガス、水道、下水道、地下鉄等)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムである。このため、個別の道路管理者や公益事業者が単独で運営が可能なシステムではない。</p> <p>左記法人は、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発、運用等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのソフトウェア及びデータベースの著作権を唯一有している法人である。</p> <p>以上の理由により、本業務は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当することから、左記法人と随意契約を締結するものである。</p>	非公表	9,710,280	-		

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
H31道路占用物件情報管理業務(拡大区域)	大江 真弘 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	平成31年4月1日	(一財)道路管理センター 東京都千代田区 平河町1-2-10	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、「道路管理システム」を利用して、横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市域を除いた区域における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。</p> <p>道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多種多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(電気通信、電力、ガス、水道、下水道、地下鉄等)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムである。このため、個別の道路管理者や公益事業者が単独で運営が可能なシステムではない。</p> <p>左記法人は、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発、運用等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのソフトウェア及びデータベースの著作権を唯一有している法人である。</p> <p>以上の理由により、本業務は、「公共調達適正化について」(平成18年8月財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当することから、左記法人と随意契約を締結するものである。</p>	非公表	5,220,967	-		

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
平成31年度横浜国道車両管理業務	大江 真弘 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	平成31年4月1日	ムサン興発(株) 埼玉県八潮市大字木曾根506番地	本業務は、発注者の所掌業務を遂行するにあたり、管内の事業調整等さらには地震・異常気象等による災害発生時及び事故等の発生時等の対応など業務実施に必要な車両の運行を確保するとともに、これに必要な車両の管理を委託するものであるが、年間契約が不調となり、再公告を行って契約するまでの期間、上記の業務を遂行するために必要な車両を確保することが不可欠である。業務を遂行するために必要な車両管理員の確保が可能かについて、他の業者へも連絡を取った中で、左記業者のみが、車両管理員を確保できる状況であったことから、左記業者との随意契約を行うものである。	非公表	基本委託料 1,749,600	—		
H31単価契約横浜国道事務所不動産鑑定評価等業務(その1)	大江 真弘 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	平成31年4月24日	(有)羽田不動産鑑定事務所 神奈川県横浜市中区常盤町3-25	本業務は、横浜国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。 左記業者は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った者であり、左記業者と随意契約を締結するものである。	非公表	基準単価 156,600	—		
H31単価契約横浜国道事務所不動産鑑定評価等業務(その2)	大江 真弘 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	平成30年4月17日	(株)みなと鑑定 神奈川県横浜市中区本町1-7	本業務は、横浜国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。 左記業者は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った者であり、左記業者と随意契約を締結するものである。	非公表	基準単価 156,600	—		